

土木工事標準積算基準書（電気・機械編） 新旧対照表

※1 主な改定部分を掲載しています。

※2 本表は、県のホームページに掲載しています。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12743.html>)

令和7年7月1日

神奈川県 県土整備局

土木工事標準積算基準書（電気通信編）

第Ⅷ編 歩掛

第 3 章 電気設備

旧 令和6年度版	新 (改正)	改定主旨・根拠
第3章 電気設備 第2節 電源設備工 ② 無停電電源設備設置工 …………… VIII-3-28 1 適用範囲 …………… VIII-3-28 2 施工概要 …………… VIII-3-28 3 標準歩掛 …………… VIII-3-28 3-1 無停電電源装置据付 …………… VIII-3-28 3-2 無停電電源装置調整 …………… VIII-3-28 3-3 小容量無停電電源装置 据付・調整 …………… VIII-3-28 3-4 蓄電池据付 …………… VIII-3-29	第3章 電気設備 第2節 電源設備工 ② 無停電電源設備設置工…………… VIII-3-28 1 適用範囲 …………… VIII-3-28 2 施工概要 …………… VIII-3-28 3 標準歩掛 …………… VIII-3-28 3-1 無停電電源装置据付…………… VIII-3-28 3-2 無停電電源装置調整…………… VIII-3-28 3-3 小容量無停電電源装置 据付・調整…………… VIII-3-28 3-4 屋外用無停電電源装置 据付・調整…………… VIII-3-28 3-5 蓄電池据付…………… VIII-3-29	屋外用無停電電源装置据付・調整を追加

旧 令和6年度版	新（改正）	改定主旨・根拠																																																																		
第2節 電源設備工 ② 無停電電源設備設置工 1 適用範囲 本資料は、無停電電源装置等の設置を行う無停電電源設備設置工に適用する。 2 施工概要 施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。 設置位置墨出し 基礎設置 ラック設置 配線ピット、配管 据付架台設置 機器・器具搬入 各装置据付 配管・配線 ケーブル接続 各装置調整 *1 *1は、盤間配線を含む。 3 標準歩掛 3-1 無停電電源装置据付 <table><tr><th>作 業 種 別</th><th>細 別 規 格</th><th>単 位</th><th>技術者</th><th>電 工</th><th>普通作業員</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>無 停 電 電 源 装 置 据 付</td><td>7.5kVA 以上</td><td>台</td><td>0.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td></td></tr><tr><td>蓄 電 池 盤 据 付</td><td></td><td>面</td><td>0.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td></td></tr></table> (注) 1.無停電電源装置には、入出力盤を含むものとする。 2.蓄電池盤据付には、蓄電池据付を含む。 3-2 無停電電源装置調整 <table><tr><th>作 業 種 別</th><th>細 別 規 格</th><th>単 位</th><th>技 術 者</th><th>技 術 員</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>無停電電源装置調整</td><td>7.5kVA 以上</td><td>台</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td></tr></table>	作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技術者	電 工	普通作業員	摘 要	無 停 電 電 源 装 置 据 付	7.5kVA 以上	台	0.5	1.5	1.0		蓄 電 池 盤 据 付		面	0.5	1.0	1.0		作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要	無停電電源装置調整	7.5kVA 以上	台	0.5	0.5		第2節 電源設備工 ② 無停電電源設備設置工 1 適用範囲 本資料は、無停電電源装置等の設置を行う無停電電源設備設置工に適用する。 2 施工概要 施工フロー 本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。 設置位置墨出し 基礎設置 ラック設置 配線ピット、配管 据付架台設置 機器・器具搬入 各装置据付 配管・配線 ケーブル接続 各装置調整 *1 *1は、盤間配線を含む。 3 標準歩掛 3-1 無停電電源装置据付 <table><tr><th>作 業 種 別</th><th>細 別 規 格</th><th>単 位</th><th>技術者</th><th>電 工</th><th>普通作業員</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>無 停 電 電 源 装 置 据 付</td><td>7.5kVA 以上</td><td>台</td><td>0.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td></td></tr><tr><td>蓄 電 池 盤 据 付</td><td></td><td>面</td><td>0.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td></td></tr></table> (注) 1.無停電電源装置には、入出力盤を含むものとする。 2.蓄電池盤据付には、蓄電池据付を含む。 3-2 無停電電源装置調整 <table><tr><th>作 業 種 別</th><th>細 別 規 格</th><th>単 位</th><th>技 術 者</th><th>技 術 員</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>無停電電源装置調整</td><td>7.5kVA 以上</td><td>台</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td></tr></table>	作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技術者	電 工	普通作業員	摘 要	無 停 電 電 源 装 置 据 付	7.5kVA 以上	台	0.5	1.5	1.0		蓄 電 池 盤 据 付		面	0.5	1.0	1.0		作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要	無停電電源装置調整	7.5kVA 以上	台	0.5	0.5		
作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技術者	電 工	普通作業員	摘 要																																																														
無 停 電 電 源 装 置 据 付	7.5kVA 以上	台	0.5	1.5	1.0																																																															
蓄 電 池 盤 据 付		面	0.5	1.0	1.0																																																															
作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要																																																															
無停電電源装置調整	7.5kVA 以上	台	0.5	0.5																																																																
作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技術者	電 工	普通作業員	摘 要																																																														
無 停 電 電 源 装 置 据 付	7.5kVA 以上	台	0.5	1.5	1.0																																																															
蓄 電 池 盤 据 付		面	0.5	1.0	1.0																																																															
作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	摘 要																																																															
無停電電源装置調整	7.5kVA 以上	台	0.5	0.5																																																																

土木工事標準積算基準書(電気通信編) 新旧対照表

旧 令和6年度版							新（改正）							改定主旨・根拠	
3-3 小容量無停電電源装置据付・調整							3-3 小容量無停電電源装置据付・調整							試行基準から本基準 への移行に伴い、屋外 用無停電電源装置据 付・調整を追加	
作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	電 工	摘 要	作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技 術 者	技 術 員	電 工	摘 要		
小 容 量 無 停 電 電 源 装 置 据 付 ・ 調 整	5kVA 以下	台	0.5	0.5	0.5		小 容 量 無 停 電 電 源 装 置 据 付 ・ 調 整	5kVA 以下	台	0.5	0.5	0.5			
							3-4 屋外用無停電電源装置据付・調整								
作 業 種 別	細別規格	単 位	技術者	技術員	電 工	トラッククレーン 賃料（日）	摘要								
屋外用無停電電源装置 据付・調整	1kVA 以上	台	0.5	0.5	0.7	0.13		(注) 1. トラッククレーンは、4.8t～4.9t 吊りを標準とする。							
3-4 蓄電池据付							3-5 蓄電池据付								
作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技術員	電 工	普通作業員	摘 要	作 業 種 別	細 別 規 格	単 位	技術員	電 工	普通作業員	摘 要		
蓄 電 池	50Ah 以下	10 セル	0.17	0.23	0.17		蓄 電 池	50Ah 以下	10 セル	0.17	0.23	0.17			
	100Ah 以下	10 セル	0.21	0.28	0.21			100Ah 以下	10 セル	0.21	0.28	0.21			
	200Ah 以下	10 セル	0.28	0.37	0.28			200Ah 以下	10 セル	0.28	0.37	0.28			
	300Ah 以下	10 セル	0.34	0.45	0.34			300Ah 以下	10 セル	0.34	0.45	0.34			
	400Ah 以下	10 セル	0.40	0.53	0.40			400Ah 以下	10 セル	0.40	0.53	0.40			
	500Ah 以下	10 セル	0.47	0.62	0.47			500Ah 以下	10 セル	0.47	0.62	0.47			
	600Ah 以下	10 セル	0.52	0.69	0.52			600Ah 以下	10 セル	0.52	0.69	0.52			
	700Ah 以下	10 セル	0.57	0.76	0.57			700Ah 以下	10 セル	0.57	0.76	0.57			
	800Ah 以下	10 セル	0.62	0.83	0.62			800Ah 以下	10 セル	0.62	0.83	0.62			
	900Ah 以下	10 セル	0.67	0.89	0.67			900Ah 以下	10 セル	0.67	0.89	0.67			
	1,000Ah 以下	10 セル	0.72	0.96	0.72			1,000Ah 以下	10 セル	0.72	0.96	0.72			
(注) 1. 本歩掛は、アルカリ蓄電池、鉛蓄電池 10 セル当りに適用する。 2. 架台の据付けを含むものとする。 3. 同室内での整流器間の配線を含むものとする。							(注) 1. 本歩掛は、アルカリ蓄電池、鉛蓄電池 10 セル当りに適用する。 2. 架台の据付けを含むものとする。 3. 同室内での整流器間の配線を含むものとする。								

土木工事標準積算基準書（機械編）

第Ⅸ編 機械設備

第 1 章 一般共通

現 行				改 正				備 考
(つづき)				(つづき)				修正
区 分		輸 送 費 [円]	「x」の定義	区 分		輸 送 費 [円]	「x」の定義	
揚排水ポンプ設備	固定機場	y = 50.7 x × D + 104,000	対象設備質量[t] (適用範囲： 100 < x × D)	揚排水ポンプ設備	固定機場	y = 50.7 x × D + 104,000	対象設備質量[t] (適用範囲： 100 < x × D)	
	水中ポンプ (φ 400以上)				水中ポンプ (φ 400以上)			
	水中ポンプ (φ 400未満)	「道路排水設備」に準ずる。			水中ポンプ (φ 400未満)	「道路排水設備」に準ずる。		
	除塵設備	y = 52.0 x × D + 145,000			除塵設備	y = 52.0 x × D + 145,000		
ダム施工機械設備		「ダム用水門」、「放流設備」、「制水設備」、「放流管」、「取水設備」に準ずる。		ダム施工機械設備		「ダム用水門」、「放流設備」、「制水設備」、「放流管」、「取水設備」に準ずる。		
トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン	y = 91.4 x × D + 124,000		トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン	y = 91.4 x × D + 124,000		
トンネル非常用施設	消火設備	y = 73.9 x × D + 170,000		トンネル非常用施設	消火設備	y = 73.9 x × D + 170,000		
消融雪設備	消雪設備 (散・送水管)	—		消融雪設備	消雪設備 (散・送水管)	—		
	消雪設備 (ケーシング管・ストレーナ・揚水管)				消雪設備 (ケーシング管・ストレーナ・揚水管)			
	融雪設備				融雪設備			
道路排水設備 (φ 400未満の揚排水ポンプ含む)		y = 84.6 x × D + 103,000		道路排水設備 (φ 400未満の揚排水ポンプ含む)		y = 84.6 x × D + 103,000		
共同溝付帯設備		y = 215 x × D + 69,000		共同溝付帯設備		y = 215 x × D + 69,000		
駐車場設備		—		駐車場設備		—		
車両重量計設備	重量計	—		車両重量計設備	重量計	—		
	軸重計	y = 75.1 x × D + 140,000			軸重計	y = 75.1 x × D + 140,000		
道路用昇降設備		—		道路用昇降設備		—		
ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	—		ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	—		
	流木止設備	y = 52.9 x × D + 199,000			流木止設備	y = 52.9 x × D + 199,000		
	係船設備				係船設備			
遠方監視操作制御設備		y = 22.8 x × D + 99,000		遠方監視操作制御設備		y = 22.8 x × D + 99,000		
鋼製付属設備		y = 33.6 x × D + 46,000		鋼製付属設備		y = 33.6 x × D + 46,000		
(注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D] は想定輸送距離 [km] 、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。 なお、輸送費 [円] は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。 2. 各算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。 3. 0 < x × D ≤ 100 の場合は、表－2 により算出するものとする。 4. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事に適用するものとする。 5. 修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は、表－1 及び表－2 修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては、表－1・5 新設工事輸送費にて算出を行うものとする。 6. 算定式が設定されていない工種については、別途積上げるものとする。 7. 新設工事において、分割発注する場合は本歩掛を準用出来るものとする。ただし、ダム用水門設備、ダム施工機械設備、遠方監視操作制御設備は除く。				(注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D] は想定輸送距離 [km] 、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。 なお、輸送費 [円] は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。 2. 各算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。 3. 0 < x × D ≤ 100 の場合は、表－2 により算出するものとする。 4. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事に適用するものとする。 5. 修繕工事で全面取替の工事の場合、「処分場までの輸送」は、表－1 及び表－2 修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては、表－1・5 新設工事輸送費にて算出を行うものとする。 6. 算定式が設定されていない工種については、別途積上げるものとする。 7. 新設工事において、分割発注する場合は本歩掛を準用出来るものとする。ただし、ダム用水門設備、ダム施工機械設備、遠方監視操作制御設備は除く。				

現 行	改 正	備 考												
表－２ 修繕工事輸送費（沖縄・離島を除く） 本歩掛の適用範囲は、$0 < x \times D \leq 100$ とする。 <table><tr><th>区 分</th><th>輸 送 費 [円]</th><th>「x」の定義</th></tr><tr><td>全工種 ($0 < x \times D \leq 100$の場合)</td><td>$y = 693 x \times D + 11,352$</td><td>対象設備質量 [t] (適用範囲:$0 < x \times D \leq 100$)</td></tr></table> (注) １．輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。 なお、輸送費 [円] は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。 ２．上記算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。 ３．修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は、表－１及び表－２修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては、表－１・５新設工事輸送費にて算出を行うものとする。 (２) 材料費 １) 据付材料費の算出対象労務費は、積雪寒冷地補正等を行わないものとする。 ２) 生コンクリート、電線、電線管等を土木工事あるいは、電気工事歩掛により積算する場合の材料割増及び補助材料費は当該工事歩掛による。 ただし、機械設備の据付工数に含まれる電気配線等については、据付直接材料費として計上し、雑材料は、当該設備の補助材料費率をもって算出する。 なお、機側操作盤以降の電気配線及び配管について、各工種区分で率計上の場合は積上計上不要である。 (３) 直接労務費 機械設備据付工の定義は、下記のとおりとする。 現場において機械設備の据付けに従事する者で機械設備の現場据付について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労務者。 なお、現場代理人もしくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者、補助的作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。 a. 据付基準線の芯出し罫書き b. 据付用架台等の仮設物設置 c. 各機器の搬入及び吊り込み・固定 d. 部材の溶接 e. 溶接材の歪み等の矯正 f. 溶接部の仕上げ加工 g. ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定 h. 機器の更新、部品交換等に伴う既設品の取外し、現場搬出、積込み i. 個々の機器等の接続及び各種調整 j. 機械設備における総合試運転調整 k. 各据付工程における段取り ２－２ 間接工事費 (１) 共通仮設費 １) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の共通仮設費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。 ２) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。 ３) 河川浄化設備の共通仮設費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。 (２) 現場管理費 １) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。 ２) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。	区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義	全工種 ($0 < x \times D \leq 100$ の場合)	$y = 693 x \times D + 11,352$	対象設備質量 [t] (適用範囲: $0 < x \times D \leq 100$)	表－２ 修繕工事輸送費（沖縄・離島を除く） 本歩掛の適用範囲は、$0 < x \times D \leq 100$ とする。 <table><tr><th>区 分</th><th>輸 送 費 [円]</th><th>「x」の定義</th></tr><tr><td>全工種 ($0 < x \times D \leq 100$の場合)</td><td>$y = 693 x \times D + 11,352$</td><td>対象設備質量 [t] (適用範囲:$0 < x \times D \leq 100$)</td></tr></table> (注) １．輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。 なお、輸送費 [円] は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。 ２．上記算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。 ３．修繕工事で全面取替の工事の場合、「処分場までの輸送」は、表－１及び表－２修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては、表－１・５新設工事輸送費にて算出を行うものとする。 (２) 材料費 １) 据付材料費の算出対象労務費は、補正前（積雪寒冷地補正、夜間割増等）の労務費とする。 ２) 生コンクリート、電線、電線管等を土木工事あるいは、電気工事歩掛により積算する場合の材料割増及び補助材料費は当該工事歩掛による。 ただし、機械設備の据付工数に含まれる電気配線等については、据付直接材料費として計上し、雑材料は、当該設備の補助材料費率をもって算出する。 なお、機側操作盤以降の電気配線及び配管について、各工種区分で率計上の場合は積上げ計上不要である。 現行のとおり	区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義	全工種 ($0 < x \times D \leq 100$ の場合)	$y = 693 x \times D + 11,352$	対象設備質量 [t] (適用範囲: $0 < x \times D \leq 100$)	修正 修正 修正
区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義												
全工種 ($0 < x \times D \leq 100$ の場合)	$y = 693 x \times D + 11,352$	対象設備質量 [t] (適用範囲: $0 < x \times D \leq 100$)												
区 分	輸 送 費 [円]	「x」の定義												
全工種 ($0 < x \times D \leq 100$ の場合)	$y = 693 x \times D + 11,352$	対象設備質量 [t] (適用範囲: $0 < x \times D \leq 100$)												

第 2 章 水門設備

現 行		改 正		備 考																			
3－4 試運転費 試運転工数は、据付工数に含まれているので計上しないものとする。		現行のとおり		修正																			
3－5 直接経費 (1) 二次コンクリート及び型枠費 二次コンクリート及び型枠費の積算は、次式による。 二次コンクリート及び型枠費(円/式) ＝ 据付労務費(円/式)×二次コンクリート及び型枠費率(%) 据付労務費(円/式) ＝ 職種別据付工数(人/式)×職種別賃金(円/人) 据付労務費:表－2・1 4 標準据付工数で算出される職種別労務費の合計である。 なお、二次コンクリート及び型枠費率は、表－2・2 1による。		3－5 直接経費 (1) 二次コンクリート及び型枠費 1) 材料費 コンクリート及び型枠等の材料を積上げ計上するものとする。 2) 施工工数 施工工数は、次式による。 Y(人/式) ＝ y(人/門) × 門数(門) Y：設備 n 門当りの施工工数(人/式) y：設備 1 門当りの標準施工工数(人/門) なお、標準施工工数は、表－2・2 1のとおりとする。																					
表－2・2 1 二次コンクリート及び型枠費率 (%)		表－2・2 1 二次コンクリート及び型枠標準施工工数																					
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>二次コンクリート及び型枠費率</th></tr><tr><td>小形水門</td><td>プレートゲート構造ロー・スライトゲート (三方水密・四方水密)</td><td>7</td></tr></table>		区 分				二次コンクリート及び型枠費率	小形水門	プレートゲート構造ロー・スライトゲート (三方水密・四方水密)	7	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">標準施工工数 (人/門)</th><th rowspan="2">摘 要</th><th colspan="2">職種別構成割合 (%)</th></tr><tr><th>土木一般 世話役</th><th>普通 作業員</th></tr><tr><td>小形 水門</td><td>プレートゲート構造 ロー・スライトゲート (三方水密・四方水密)</td><td>y =1.96 x +3.28</td><td>x：コンクリート 打設量 (m³)</td><td>70</td><td>30</td></tr></table>		区 分		標準施工工数 (人/門)	摘 要	職種別構成割合 (%)		土木一般 世話役	普通 作業員	小形 水門	プレートゲート構造 ロー・スライトゲート (三方水密・四方水密)	y =1.96 x +3.28	x：コンクリート 打設量 (m³)
区 分		二次コンクリート及び型枠費率																					
小形水門	プレートゲート構造ロー・スライトゲート (三方水密・四方水密)	7																					
区 分		標準施工工数 (人/門)	摘 要	職種別構成割合 (%)																			
				土木一般 世話役	普通 作業員																		
小形 水門	プレートゲート構造 ロー・スライトゲート (三方水密・四方水密)	y =1.96 x +3.28	x：コンクリート 打設量 (m³)	70	30																		
(注) 1. 二次コンクリート及び型枠費に含む内容は、コンクリート打設、型枠、養生である。 コンクリートはつり、仮設足場等が必要な場合は、別途積上げるものとする。 2. 化粧及び円形型枠を使用する場合は、別途積上げるものとする。		(注) 1. 標準施工工数の範囲は、二次コンクリートの打設・一般養生、一般型枠の製作・加工・組立・設置・解体・撤去までとし、コンクリートのはつりや仮設足場等が必要な場合は別途積上げるものとする。 2. コンクリートの特殊養生が必要な場合や、化粧及び円形型枠を使用する場合は、別途積上げるものとする。 3. 中・大形水門、堰、及び起伏堰については、必要な工数を別途積上げるものとする。																					
		3) 機械経費 現場条件に応じて、必要な機械器具を積上げ計上するものとする。																					

第4章 揚排水ポンプ設備

第 19 章 塗 装

現 行		改 正		備 考
3－2 現場塗装工歩掛 (1) 現場塗装工歩掛 現場塗装工歩掛は、表－１９・７を標準とする。		3－2 現場塗装工歩掛 (1) 現場塗装工歩掛 現場塗装工歩掛は、表－１９・７を標準とする。		修正 <

現 行	改 正	備 考																																																									
(3) 歩掛補正 表－１９・１０に示す 現場塗替素地調整標準歩掛は、作業条件に応じて次式により補正するものとする。 現場塗替素地調整歩掛(人/100 m²) ＝ 現場塗替素地調整標準歩掛(人/100 m²) ×(１＋現場塗替素地調整補正率) 現場塗替素地調整補正率は、表－１９・１１のとおりとする。 表－１９・１１ 現場塗替素地調整補正率 <table><tr><th rowspan="2">種別 割増条件</th><th>1 種</th><th>2 種</th><th colspan="3">3 種</th><th rowspan="2">4 種</th></tr><tr><th></th><th></th><th>A</th><th>B</th><th>C</th></tr><tr><td>密閉部内部</td><td colspan="2">※１</td><td colspan="3">1.0</td><td></td></tr></table> (注) ※１：１種及び２種の現場塗替素地調整補正率については別途考慮するものとする。 3－４ 諸雑費 諸雑費の計上は、次式による。 諸雑費 ＝ 橋りょう塗装工労務費×諸雑费率 諸雑费率は、表－１９・１２を標準とする。 表－１９・１２ 諸雑费率 (％) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th>現 場 塗 装</th><th colspan="3">現場塗替素地調整</th></tr><tr><th>プライマー・エアレスプレー・はけ</th><th>1 種</th><th>2 種</th><th>3 種・4 種</th></tr><tr><td>開 放 部</td><td>5</td><td>38</td><td>※１</td><td>5</td></tr><tr><td>密閉部内部</td><td>8</td><td>※１</td><td>※１</td><td>7</td></tr></table> (注) １．現場塗装の諸雑費には、工器具（エアレススプレー機、発動発電機、はけ等及び密閉部内作業の送風機、照明設備等）の損料を含む。 ２．現場塗替素地調整の諸雑費にはブラスト機、発動発電機、空気圧縮機、ディスクサンダ、密閉部内作業の送風機、照明設備の損料を含む。 ３．※１：１種（密閉部内部）、２種の諸雑費については、別途積上げるものとする。	種別 割増条件	1 種	2 種	3 種			4 種			A	B	C	密閉部内部	※１		1.0				区 分	現 場 塗 装	現場塗替素地調整			プライマー・エアレスプレー・はけ	1 種	2 種	3 種・4 種	開 放 部	5	38	※１	5	密閉部内部	8	※１	※１	7	現行のとおり 3－４ 諸雑費 諸雑費の計上は、次式による。 諸雑費 ＝ 橋りょう塗装工労務費×諸雑费率 諸雑费率は、表－１９・１２を標準とする。 表－１９・１２ 諸雑费率 (％) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th>現 場 塗 装</th><th colspan="3">現場塗替素地調整</th></tr><tr><th>プライマー・エアレスプレー・はけ</th><th>1 種</th><th>2 種</th><th>3 種・4 種</th></tr><tr><td>開 放 部</td><td>5</td><td>38</td><td>※１</td><td>5</td></tr><tr><td>密閉部内部</td><td>8</td><td>※１</td><td>※１</td><td>7</td></tr></table> (注) １．現場塗装の諸雑費には、工器具（エアレススプレー機、発動発電機、はけ等及び密閉部内作業の送風機、照明設備等）の損料を含む。 ２．現場塗替素地調整の諸雑費にはブラスト機、発動発電機、空気圧縮機、ディスクサンダ、密閉部内作業の送風機、照明設備の損料を含む。 ３．※１：１種（密閉部内部）、２種の諸雑費については、別途積上げるものとする。 ４．現場塗装及び現場塗替素地調整の諸雑費に足場工、シート張防護工、板張防護工は含まれないため、別途仮設工において積上げるものとする。	区 分	現 場 塗 装	現場塗替素地調整			プライマー・エアレスプレー・はけ	1 種	2 種	3 種・4 種	開 放 部	5	38	※１	5	密閉部内部	8	※１	※１	7	条件明示
種別 割増条件		1 種	2 種	3 種				4 種																																																			
			A	B	C																																																						
密閉部内部	※１		1.0																																																								
区 分	現 場 塗 装	現場塗替素地調整																																																									
	プライマー・エアレスプレー・はけ	1 種	2 種	3 種・4 種																																																							
開 放 部	5	38	※１	5																																																							
密閉部内部	8	※１	※１	7																																																							
区 分	現 場 塗 装	現場塗替素地調整																																																									
	プライマー・エアレスプレー・はけ	1 種	2 種	3 種・4 種																																																							
開 放 部	5	38	※１	5																																																							
密閉部内部	8	※１	※１	7																																																							

第 20 章 機械設備点検・整備業務

現 行		改 正		備 考
表－20・3 共通仮設費率 (%)		表－20・3 共通仮設費率 (%)		修正
機械設備名		機械設備名		
河川用 水門設備	河川用 水門・堰設備	鋼製ゲート	19	
		ゴム引布製起伏ゲート	19	
	樋門樋管ゲート		20	
ダム用水門設備		19		
揚排水ポンプ設備		21		
トンネル 換気設備	送（排）風機	16		
	ジェットファン	39		
非常用施設		27		
道路排水設備		35		

現 行					改 正					備 考		
表－20・48 標準点検工数（月点検・年点検）					表－20・48 標準点検工数（月点検・年点検）					追記		
区 分		月 点 検	年 点 検	職種別構成割合（％）		区 分		月 点 検	年 点 検		職種別構成割合（％）	
				点検整備工	普通作業員						点検整備工	普通作業員
送（排）風機		Y＝0.0041 x＋0.2	Y＝0.0022 x＋40.4	90	10	送（排）風機		Y＝0.0041 x＋0.2	Y＝0.0022 x＋40.4		90	10
ジェットファン・ブースターファン		Y＝0.0008 x＋2.5	Y＝0.0175 x－0.6	90	10	ジェットファン・ブースターファン		Y＝0.0008 x＋2.5	Y＝0.0175 x－0.6		90	10
非常用施設	防災等級A A	Y＝0.0145 x＋28.7	Y＝0.0125 x＋54.5	90	10	非常用施設	防災等級A A	Y＝0.0145 x＋28.7	Y＝0.0125 x＋54.5		90	10
	防災等級A	Y＝0.0113 x＋17.7	Y＝0.0158 x＋30.5				防災等級A	Y＝0.0113 x＋17.7	Y＝0.0158 x＋30.5			
	防災等級B	Y＝0.0033 x＋3.8	Y＝0.0085 x＋4.5				防災等級B	Y＝0.0033 x＋3.8	Y＝0.0085 x＋4.5			
（注） 1．送(排)風機のYは標準工数（時間/1台分）、xは口径（mm）である。 2．ジェットファン・ブースターファンのYは標準工数（時間/1台分）、xは口径（mm）である。 3．非常用施設のYは標準工数（時間/1トンネル）、xはトンネル延長（m）である。（上下線が分かれているトンネルは、上下線の合計値をトンネル延長とする。） 4．月点検の内容は、主として分解を伴わず、外部からの目視による点検を行い、総合操作による機能確認を行うことを標準とする。 5．年点検の内容は、設備を主として外部から目視及び分解を伴う内部の目視点検の他、点検用器具（テストハンマー、メガーテスタ、ノギス、マイクロメータ、シックネスゲージ、振動計、塗膜厚計等）で点検し、簡易な給油脂を行った後、機器の単独運転、総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。 6．標準工数の点検範囲は、送（排）風機、ジェットファン・ブースターファン、非常用施設の点検、管理運転、準備、後片付けまでとする。 7．標準工数には、計測設備及び付帯設備の点検工数が含まれていないため、「（3）計測設備・付帯設備」にて積上げるものとする。 8．標準工数には、動翼可変設備の点検工数が含まれていないため、別途積上げるものとする。 9．分割発注等の場合の作業区分別工数は、次式によるものとする。 （1） 送（排）風機 区分別工数(時間/台)＝全体工数(時間/1台分)×作業区分別工数比率(％) （2） ジェットファン・ブースターファン 区分別工数(時間/台)＝全体工数(時間/1台分)×作業区分別工数比率(％) （3） 非常用施設 区分別工数(時間/トンネル)＝全体工数(時間/1トンネル)×作業区分別工数比率(％) 作業区分別工数比率は、表－20・49、表－20・50のとおりとする。					（注） 1．送(排)風機のYは標準工数（時間/1台分）、xは口径（mm）である。 2．ジェットファン・ブースターファンのYは標準工数（時間/1台分）、xは口径（mm）である。 3．非常用施設のYは標準工数（時間/1トンネル）、xはトンネル延長（m）である。（上下線が分かれているトンネルは、上下線の合計値をトンネル延長とする。） 4．月点検の内容は、主として分解を伴わず、外部からの目視による点検を行い、総合操作による機能確認を行うことを標準とする。 5．年点検の内容は、設備を主として外部から目視及び分解を伴う内部の目視点検の他、点検用器具（テストハンマー、メガーテスタ、ノギス、マイクロメータ、シックネスゲージ、振動計、塗膜厚計等）で点検し、簡易な給油脂を行った後、機器の単独運転、総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。 6．標準工数の点検範囲は、送（排）風機、ジェットファン・ブースターファン、非常用施設の点検、管理運転、準備、後片付けまでとする。 7．標準工数には、計測設備及び付帯設備の点検工数が含まれていないため、「（3）計測設備・付帯設備」にて積上げるものとする。 8．送（排）風機の標準工数には、動翼可変設備の点検工数が含まれていないため、別途積上げるものとする。 9．ジェットファン、ブースターファンの標準工数には、羽根車の手回しによる回転確認は含まれていないため、別途積上げるものとする。 10．工業用内視鏡等による確認を行う場合における必要な費用は、別途積上げるものとする。 11．分割発注等の場合の作業区分別工数は、次式によるものとする。 （1） 送（排）風機 区分別工数(時間/台)＝全体工数(時間/1台分)×作業区分別工数比率(％) （2） ジェットファン・ブースターファン 区分別工数(時間/台)＝全体工数(時間/1台分)×作業区分別工数比率(％) （3） 非常用施設 区分別工数(時間/トンネル)＝全体工数(時間/1トンネル)×作業区分別工数比率(％) 作業区分別工数比率は、表－20・49、表－20・50のとおりとする。							